

市町村と農林水産省との人事交流について

I. 目的

市町村と農林水産省の人事交流は、今後の市町村行政のために国の行政・施策について具体的で幅広い知識と経験を有した人材を育成したいとの要望がある市町村と、農林水産行政の推進に当たって、農林水産業の実情に立脚した施策立案が行える人材をできるだけ数多く育成する必要がある農林水産省とが、全国市長会や全国町村会の協力のもとに毎年一定人数の人事交流を行い、相互の組織の活性化を図っていかうとするものです。

II. 実績

この制度は、昭和52年度からスタートし、令和7年度までに、366名にのぼる市町村職員の方々が農林水産省に来られ、一方、360名の農林水産省職員が市町村に出向しました。

これまでに農林水産省へ出向された市町村職員の方々は、各職場で意欲的に仕事に取り組み、自らが国の行政・施策を学ぶにとどまらず、現場感覚を活かして新しい施策の企画立案に参画するなど、農林水産省職員に負けない活躍をされています。その活躍ぶりに農林水産省職員が刺激を受けることも少なくないとの評価を得ています。

また、それぞれの市町村へ戻られた後は、市町村行政の中でリーダー的役割を果たしておられると聞いています。

III. 概要

- (1) この交流は、市町村の職員と農林水産省の職員とが互いに身分を移し替えて行います。すなわち、市町村職員は、市町村を3月31日付で退職し、4月1日付で農林水産省に採用され、逆に、農林水産省職員は、農林水産省を退職して市町村に採用されることになります。
- (2) 手続き的には退職を繰り返すこととなりますが、普通の人事異動と特に違うものではありません。ただし、一時的に市町村職員ではなくなりますので、市町村の退職金及び共済に関する規定に国家公務員であった期間が通算される規定が必要です（個別に規定がなくても、町村共通の規定が定められている都道府県が多いようです。）

(3) 交流の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間で、延長は行わないこととしています。

(4) 市町村から農林水産省への出向者は、大学等卒業後2年以上の行政経験を有する者で、原則として30才までの職員としており、農林水産省においては、市町村での経験年数にかかわらず係員として勤務することになります。

農林水産省での仕事は、やりがいがある反面、多忙な部署が多く、国会対応等で帰宅が不規則になるなどの厳しい面もあります。このため、出向いただく方は、本省庁での仕事に強い興味と意欲を持っておられることが大切です。

(5) 農林水産省から市町村へは、概ね入省3～4年目の職員が出向します。

(6) 市町村からの出向者については、新たに農林水産省に採用するわけですから、給与、諸手当、赴任手当、宿舍等についても農林水産省において手当します。（農林水産省での給与等は、諸制度上の制約により、あくまで農林水産省の初任給決定・格付決定方法に沿うことになり、市町村在職時の給与額（及び4月期昇給分）を補償する方法は取れませんので、あらかじめご了承ください。）

農林水産省からの出向者については、市町村において給与、諸手当、赴任手当、宿舍等の手当をお願いします。特に、一般的に住居の移転を伴う異動がない市町村においては赴任手当についての規定のないことがありますので、あらかじめ定めていただく必要があります。

(7) 市町村からの出向者の配属については、農林水産省本省（林野庁、水産庁含む；東京）、地方農政局（仙台、東京、金沢、名古屋、京都、岡山、熊本）があり、配属局・庁の希望をお訊きしています。定員管理上の制約等もあり、必ずしも希望どおりに配属されるとは限りませんが、人事交流の趣旨は、あくまで国の行政・施策を学び取る、幅広い知識・経験を身につけるということにありますので、何卒ご容赦下さい。また、配属後は基本的に同一の部局で2年間勤務していただきます。

(8) 当該交流制度以外に、市町村職員の身分を有した形で農林水産省の事務に従事していただく行政事務研修による受入れも行っておりますので、研修を希望される場合は大臣官房秘書課までご相談ください。